（身体検査）

第二百三十六条の四十七　身体検査は、別表第六の検査項目の欄に掲げる項目について行う。

2　国土交通大臣は、身体検査を申請した者が、第二百三十六条の三十八第八項第一号に掲げる書類を提出した場合にあつては、当該書類の内容が別表第六に定める身体検査基準に該当することの書類の確認をもつて、その者に対する身体検査とすることができる。

3　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、認定により、書類の確認をもつて、その者に対する身体検査とすることができる。

一　身体検査の各項目について基準に該当した者が身体検査を受けた日から一年以内に次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める試験の申請をした場合

イ　一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量二十五キログラム未満の回転翼航空機（ヘリコプター）、回転翼航空機（マルチローター）又は飛行機についての限定（以下「最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定」という。）をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）の身体検査に合格した場合　一等無人航空機操縦士試験及び二等無人航空機操縦士試験

ロ　一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をされるものに限る。）又は二等無人航空機操縦士試験の身体検査に合格した場合　一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士試験

二　第六十一条の二の航空身体検査証明書の有効期間内に試験の申請をした場合

三　その他国土交通大臣が定める場合

4　国土交通大臣は、身体検査を受ける者が別表第六に定める身体検査基準に該当するかどうかの判定に関し必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めることができる。

（新設）

（学科試験）

第二百三十六条の四十八　学科試験は、資格の区分ごとに国土交通大臣が定める科目について行う。

（新設）

（実地試験）

第二百三十六条の四十九　実地試験は、資格の区分ごとに国土交通大臣が定める科目について行う。

2　実地試験は、無人航空機の種類についての限定に応じ、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する無人航空機を使用して行う。

（新設）

（試験合格の通知等）

第二百三十六条の五十　国土交通大臣は、試験に合格した者に対し、その者の申請があつたときは、試験合格証明書を交付する。

2　国土交通大臣は、身体検査の各項目について合格基準に達した者に対し、身体検査合格証明書を交付する。

3　国土交通大臣は、学科試験に合格した者に対し、学科試験合格証明書を交付する。

4　国土交通大臣は、実地試験に合格した者に対し、実地試験合格証明書を交付する。

（新設）

（学科試験の省略）

第二百三十六条の五十一　一の試験について学科試験に合格した者が前条第三項の学科試験合格証明書を添えて第二百三十六条の三十八第九項の規定により試験合格証明書の交付を申請したときは、当該試験（学科試験に合格した試験が一等無人航空機操縦士試験である場合にあつて

（新設）